



「学寮問題に関する意見調査」の集計状況

(45.8.18現在)

第3 常置委員会

(集計上の注意)

1. 集計対象大学

昭和45年8月11日までに回答のあつたもの…73大学、そのうち、

(1) 調査票による回答のあつたもの…68大学

(2) 調査票による回答はないが、設問の一部について回答のあつたもの…1大学

(3) 現在検討中であつて、調査票による回答のなかつたもの…4大学

したがつて、集計の対象となつた大学は、(1)+(2)の69大学

2. 学部別、分校別の意見をそのまま回答した大学があるが、その場合はそれぞれの意見を有効回答として取り扱い集計した。

3. 評議員、学寮委員、厚生補導委員などの意見をそのまま数値として回答した大学もあるが、これをそのまま集計することは他大学との均衡を考えると不合理と思われるので、この場合はそれぞれの設問ごとに過半数を占める意見をその大学の意見として取り扱うことにした。

4. 同一設問に対し2つ以上の回答がある場合(既に記されている選択肢を2つ以上選んでいる場合)は、それぞれを有効回答として取り扱い集計した。

5. 「その他」の欄については、つぎのように取り扱つた。

(1) 記載された意見が、既に記されている選択肢の意見と同一、またはそれに近いと判断される場合には、当該選択肢の意見と同様に取り扱い扱つた。

(2) どの選択肢にも入れることがむづかしいと思われる意見は、その要点を特に記載した。この場合、同じような意見はひとつにとりまとめた。

- (3) 既に記されている選択肢のどれかを選んでいて、さらに「その他」の欄にも記入のあるものは、選択肢の意見のみを有効回答とした。
- (4) 〇印のみをつけて、具体的な記載のないものは無効とした。

I 学寮の設置目的としては、いろいろの点があげられますが、つぎの例示の中からどれか一つを選んでください。

- (1) 共同生活の場を提供し、学生の人間形成に役立たせる。… 4
- (2) 学生に安直な住居を提供し、生活費の軽減に役立たせる。… 17
- (3) 上記の(1)と(2)両方に役立たせる。… 58
- (4) その他
 - 自宅通学不可能な学生を対象とした奨学施設とする。… 1

II 学寮問題が学園紛争の原因となつている場合が多いため、その存続について疑問視する意見が一部にみられますが、これに関してどのように考えますか、つぎの意見の中から一つを選んでください。

- (1) 学寮問題は一部学生集団の政治斗争の手段として利用される場合が多く、人間形成上の効果はまったく期待できず、マイナスの面ばかりが強いので、今後は廃止すべきである。… 2
- (2) 学寮の人間形成上の効果については充分に理解できるが、現状はマイナスの面が多いので、今後は廃止した方がよい。… 11
- (3) 学寮には問題点が多いが、大学教育において占めるその意義と必要性は顕著なものがあるので、今後とも積極的に存続・充実すべきである。… 56
- (4) その他
 - 現実の問題として廃止できない。… 1
 - 厚生施設として存続させる。… 2
 - 大学の特性による独自の寮を建てる。… 1
 - 学寮を廃止することによつて、問題はむしろ深刻化する。… 1

Ⅲ 今後、国立大学には学寮を設置しないで、他のなんらかの機関が学生寮を設置することになった場合、どのような機関が設置するのが望ましいか、つぎの例示の中から一つを選んでください。

- (1) 育英奨学法人（日本育英会、学徒援護会など）… 3 7
- (2) 住宅建設法人（日本住宅公団など）… 1 0
- (3) 地方公共団体（県、市、町、村など）… 2
- (4) 民間団体（宗教団体、企業体など）… 6
- (5) その他
 - 学生生活協同組合… 2
 - 各種の経営団体… 1
 - 全国共通の法人格機関… 2
 - 大学とその他の機関との共同設置… 1
 - 大学と関係をもたない全国的非営利的機関（団体）… 1

Ⅳ 今後、国立大学には学寮を設置せず、学寮のもっている人間形成上の機能を学内の他の手段によつて代替させることの適否およびその手段について、つぎの例示の中から適当なものを選んでください。

- (1) 他の手段によつて代替させることはできない。… 4 0
- (2) 他の手段によつて代替させるのがよい。… 2 8
- (3) 代替させる場合のその手段の種類
 - (A) 課外のサークル活動… 1 9
 - (B) 新入生等の合宿ゼミ… 8
 - (C) 学生会館… 3
 - (D) 合宿研修施設… 2 3

(四) その他… 0

V 学寮を今後とも存続させる場合、学寮のあり方に関してどのような改善を加えたらよいか、つぎの各問題ごとに例示の中から一つを選んでください。

(イ) 管理運営の基本的態度について

(1) 学寮の管理運営に関しては、国有財産管理上、財政法上の国の方針に従うが、寮生の自治を最大限に尊重する。… 4 1

(2) 学寮の管理運営の基本方針は大学自身で決定し、自主的に運用する。
… 3 1

(3) その他

○ いまさら改善することは不可能。… 1

○ 管理運営に関する国の規制はできるだけすくなくし、大学の自主的判断にまかせる。… 1

○ (1)と(2)の意見の併合… 2

(ロ) 寮生の入退寮選考について

(1) 大学側のみで行なり。… 3

(2) 大学と寮生代表が協議してきめる。… 6 0

(3) 寮生にまかせる。… 1 5

(4) その他… 0

(ハ) 経費負担区分について

(1) 2.1 8 通達は、国の経費支出基準を定めた行政措置で、その背後には受益者負担の原則と私生活費個人負担の原理とがある。その原則、原理が正当である以上、その基準は適正であり、したがって2.1 8 通達を撤廃する必要はない。… 4

(2) 一部学生は、いわゆる 2.18 通達 は国が受益者負担の原則を押しつけ、寮生の負担を加重する悪法であると非難し、その撤廃を強く要求しているので、この際 2.18 通達を撤廃して、経費の負担区分はすべて大学の自主性にまかせる。… 13

(3) 2.18 通達を撤廃の必要はないが、その具体的な運用にあたっては、できるだけ寮生の負担を軽減させる方向で努力すべきである。… 44

(4) その他

- 各大学の実情に応じ、弾力的に運用できるように通達を改廃する。
… 3

- この通達は不明確な点があるので撤廃し、負担区分は大学の自主性にまかせる。… 2

- 寮生の負担軽減の方向で通達を改正し、国立大学として新しい統一的基準を作る。… 2

- この通達を撤廃し、国が別途財政措置を講ずる。… 1

- この通達は画一的基準の強制により、大学の自主性を圧迫しているのでこの際この通達を撤廃して、経費の負担区分はすべて大学の自主性にまかせる。… 2

- 社会通念にもとづく公私費負担区分の慣例に従って学寮の管理運営を行なってきた。したがって 2.18 通達は必要としない。… 1

- 教育に関しては、受益者負担の原則の画一的な適用は否定されるべきものである。その点で、この通達は廃止すべきであり、経費の負担区分はすべて大学の自主性にまかせるべきである。… 1

(二) 炊事人の公務員化について

(1) 寮生の負担の軽減に役立つことであるから、炊事人を公務員化すること

とが望ましい。… 8

(2) 炊事人の公務員化は受益者負担の原則に反する。よつて、その公務員化は行なうべきでない。… 4

(3) 炊事人は大学の学寮管理上(人事管理上、衛生管理上)配置を必要とする要員と考えられるので、公務員化した方がよい。… 6 5

(4) その他

○ 学寮は大学の施設であるから当然公務員化すべきである。… 1

(外) 寄宿舎経費の徴収について

(1) 従来は、いわゆる寄宿料(新寮の場合、月当300円)とその他の寮生負担の生活費とを別々に徴収しているが、この徴収方法に問題があるので、これを一本化し、寄宿料として国が一括徴収(月当、2,000円ぐらい)する。(この2,000円の中には、光熱水料、暖房費、炊事人人件費等を含む。)… 3 0

(2) 従来のとおり、寄宿料300円の徴収と、その他の経費の徴収とを別にする。… 4 6

(3) その他

○ 全寮生採用の大学では寄宿料は全額免除すべし。… 1

○ 問題は寮費の徴収方法にあるのではなく、学寮予算の不足にある。
… 1

(内) いわゆる〇管規程の取り扱いについて

(1) 一部学生がその撤廃を要求しているが、これは一大学からの要望により文部省が一つの参考例として作成したものにはすぎないから拘束力を持たない。したがつて撤廃の要はない。… 2 6

(2) これは大学に対して拘束力を持つと考えられるので、撤廃すべきであ

る。… 3 3

(3) その他

- 弾力的に扱い拘束力を持たないものにする。… 1
- 事実上の拘束力を持つように運用されていることをやめ、参考例としての本来の性格のものにもどすべきである。… 2
- 事実上の拘束力を持つと考えられるので改善の要がある。… 1
- 拘束力を持つとは考えられないが、教育的にマイナスの効果があり、大学の学寮規則作成にも好ましくない影響を及ぼすので、廃止した方がよい。… 2
- 拘束力を持たないが、誤解を生ずる原因となつていたので撤廃した方がよい。… 5
- 拘束力を持たないと考えるので、撤廃すべきである。… 1
- 参考例というあいまいな性格が紛争の種となる。むしろ明確な法規として成立させ、その上で現在のものを廃止する。… 1
- 参考例にすぎないが、同規程にもとづく行政指導が強められている現状を考えると撤廃すべきである。… 1

(b) 寮生に対する助言指導について

- (1) 学寮の人間形成上の機能はあまり期待できないので、大学は助言指導を行なう必要がない。… 1 8
- (2) 寮生に対する助言指導を強化し、学寮の有している人間形成上の機能をたかめるべきである。そのための具体的方法としてはつぎのようなものが考えられる。… 2 5
- (A) 教官を中心とする全学的な助言指導機関を設置し、助言指導にあたる。… 1 6

(B) 寮生を対象とする講演会、運動会等を大学、学寮共同で開催する。

… 8

(C) 学寮におけるサークル活動を振興し、そのための施設等を整備する。

… 13

(D) その他

○ 学寮の行事に教職員が積極的に参加する。… 1

(3) その他

○ 大学側はつとめて寮生と接触し、助言指導にあたるべきである。…

3

○ 必要に応じて学寮委員等が助言すればよい。… 5

○ 制度的に助言指導を強化する必要はない。… 2

○ 助言指導は最少限度にとどめる。… 4

○ 学寮における人間形成は寮生自身にまかせるがよい。大学が指導助言する必要はない。… 6

○ 助言指導の効果は期待しがたい。… 1

○ 大学としては寮生の自治を育てるように指導助言すべきである。…

1

○ (1)と(2)Aとの中間の姿勢が望ましい。… 1

○ 寮生の自治を尊重し、その自主的活動に対して、教育的配慮に立つて適切な助言を行なう。… 1

○ 寮生の集団生活を通じての自律的な自己啓発活動に対する助言は積極的に行なうべきであるが、正課教育等に見られる指導という概念は、ここにはあてはめられない。… 1

(F) 入寮資格・在寮期間等について

(1) 学寮の人間形成上の機能が顕著と認められるので、積極的に学寮を整備し、全学生を入寮させる。… 2

(2) 学寮の人間形成上の機能については理解できるが、現在の施設状況では、全学生を収容することは不可能なので、一年生のみを全員入寮させる。… 0

(3) 従来、多くの大学で行なわれているように、入寮希望者のなかから選考入寮させる。この場合の在寮期間としては、つぎの諸例が考えられる。
… 6 3

(A) 制限なし、(B) 一年間、(C) 二年間、(D) 三年間、(E) 四年間、

(F) 教養課程期間二年間、(G) 専門課程期間二年間、(H) その他

(A) 3 9

(B) 5

(C) 4

(D) 0

(E) 1 6

(F) 4

(G) 0

(H) 最短修業年限… 3、寮生と協議してきめる… 1、一年ごとに再選考する… 1

(4) その他

○ 留年の場合は再審査する。… 1

○ 大学院生専用の寮を作る必要がある。… 1

○ 入寮希望者全員を入寮させる。… 2